

学術コンサルティング約款

制定 令和5年2月16日

(学術コンサルティングの実施)

第1条 国立大学法人鹿児島大学(以下、「本学」という。)は、国立大学法人鹿児島大学学術コンサルティング規則(令和4年度規則第22号)に基づき、委託者の申込により学術コンサルティングを実施します。なお、学術コンサルティングの題目、目的及び内容並びに期間、回数及び時間は、学術コンサルティング申込書兼受諾書に記載のとおりとします。

(定義)

第2条 本約款において、「学術コンサルティング」とは、委託者から委託を受けて、本学の職員がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって委託者の業務又は活動を支援するものをいいます。

2 本約款において、「学術コンサルタント」とは、本学の職員で、当該学術コンサルティングに従事する者をいいます。

3 本約款において、「知的財産権」とは、次に掲げるものをいいます。

(1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

(2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

(3) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

(4) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値があるもののうちから本学と委託者が協議のうえ、特に指定するもの。

(学術コンサルティング料の納付等)

第3条 委託者は、学術コンサルティング申込書兼受諾書に記載の学術コンサルティング料を本学の発する請求書により、委託者が請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに納付するものとします。なお、本学の指定する銀行口座への納付に係る手数料は、委託者の負担とします。

2 委託者は、納付期限までに学術コンサルティング料を納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に民法(明治29年法律第89号)第404条及び第419条で規定する法定利率の割合で計算した延滞金を納付するものとします。

3 本学は、委託者から納付された学術コンサルティング料を原則、委託者に返還しません。第13条第1項の協議の結果、学術コンサルティングが中止され、又は期間が短縮した場合も学術コンサルティング料の返還は行われません。ただし、第13条第2

項及び第3項の場合は、この限りではありません。

(知的財産権の取扱い)

第4条 学術コンサルティングの進捗に伴って新たな知的財産権が生じることが判明した場合、当該知的財産権の帰属、取扱い等については、双方協議のうえ、決定するものとします。

(学術コンサルティング料により取得した設備等の帰属)

第5条 委託者から納付された必要経費により、本学が本学術コンサルティングを実施するために取得した機器及び設備その他の物品の所有権は、本学に帰属するものとします。

(秘密保持)

第6条 本学及び委託者は、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、これを第三者に開示し、又は漏えいしてはなりません。ただし、事前に相手方から書面による承諾を得た場合はこの限りではありません。

2 本約款において秘密情報とは、本学又は委託者（以下「開示者」という。）が、学術コンサルティングに関連して相手方（以下「受領者」という。）に開示する技術・営業に係る情報であって、次の各号の一に該当するものをいいます。

(1) 秘密である旨が明示された書面、図面、現品見本及びその他の有形物による情報

(2) 秘密である旨が明示された電子メール、電子ファイル及びその他の各種電磁的記録による情報

(3) 前2号以外の方法により開示された情報のうち、開示時に秘密である旨が告知され、かつ、開示後10暦日以内に前2号いずれかの方法で再開示された情報

3 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当することを証することができるものについては、これを秘密情報から除外するものとします。

(1) 開示を受け、又は知得した際、既に自己が保有していた情報

(2) 開示を受け、又は知得した際、既に公知となっている情報

(3) 開示を受け、又は知得した後、自己の責めによらず公知となった情報

(4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

(5) 受領者が開示者の秘密情報によらず、独自に開発・取得していた情報

(6) 書面により事前に開示者の同意を得たもの

4 受領者は、事前に開示者から書面による承諾を得ることなく、本学術コンサルティング以外の目的に秘密情報を使用してはなりません。

5 本条第1項から第4項は、学術コンサルティング開始の日から学術コンサルティング実施期間終了日又は中止日の翌日から起算して3年間有効とします。ただし、双方協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができます。

(個人情報の取扱い)

第7条 本学及び委託者は、学術コンサルティングの過程において相手方から開示された個人情報について、学術コンサルティングの目的以外に使用してはならず、第三者に預託、提供又は開示してはならないものとします。本条でいう個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式、（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することがで

※変更不可

きるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）。

(2) 個人識別符号が含まれるもの。

2 本学及び委託者は、前項に定める個人情報を、学術コンサルティング終了後速やかに相手方に返還し又は相手方の同意を得た方法で滅却するものとします。

(公表等)

第8条 本学及び委託者は、学術コンサルティング実施の事実、学術コンサルティングの内容、学術コンサルティングの成果その他学術コンサルティングに関する事項を公表しようとするときは、当該公表の可否及び内容について、事前に相手方と協議のうえ、相手方の同意を得なければなりません。

(免責・非保証)

第9条 本学は、学術コンサルティングの実施内容及び結果に関し、明示又は黙示を問わず、一切の保証をするものではありません。

2 本学は、委託者に対し、学術コンサルティングの実施内容及び学術コンサルティングの結果が第三者の産業財産権、その他の権利を侵害しないことを保証するものではありません。

3 本学は、学術コンサルティング（学術コンサルティングに基づく商品の販売、役務の提供並びにサンプル品等の使用、保存、処分等を含む。）によって委託者に損害が発生した場合においても、当該損害についての責任を一切負わないものとします。

(名称等の使用の禁止)

第10条 委託者は、本学の名称、略称、ハウスマーク等（以下、「名称等」という。）を、委託者の製品の広告の目的その他いかなる目的にも使用することはできません。ただし、名称等の使用について、事前に書面による同意を得た場合は、この限りではありません。なお、本学の職員の氏名等を使用する場合についても、同様とします。

(契約の解約)

第11条 本学及び委託者は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、相当な期間を定めて催告するものとし、同期間内に当該各号に該当する事実が是正されないときは、本約款に基づく契約を解約することができます。

(1) 委託者が第3条第1項に定める学術コンサルティング料を所定の納付期限までに納付しないとき

(2) 相手方が本約款に定める義務の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

(3) 相手方が本約款に違反したとき

2 本学は、委託者が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずに本契約を解約することができます。

(1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続を申立又は申立を受けた場合

(2) 銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合

(3) 仮差押命令若しくは差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(損害賠償)

第12条 本学又は委託者は、相手方による本契約上の義務の不履行によって損害を被ったときは、その賠償を請求できます。ただし、相手方に故意又は重大な過失が認められない場合はこの限りではありません。

2 本学又は委託者は、第15条により本契約を解除したことによって相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとします。

(学術コンサルティングの中止または期間等の変更)

※変更不可

第13条 学術コンサルティングの中止又は期間等の変更について、委託者からの申し出があったときは、本学と委託者との間で協議のうえ、変更することに合意することにより変更することができます。

2 学術コンサルティング遂行上天災その他やむを得ない事由が生じた場合、本学及び委託者は、双方協議のうえ、学術コンサルティングを中止し、又は期間等を変更することができます。

3 本学は、学術コンサルタントの退職又は他機関への異動により、本学術コンサルティングの実施の継続が困難になったときは、委託者と協議したうえで、本学術コンサルティングを中止することができるものとします。

4 前2項の学術コンサルティングの中止又は期間等の変更は、委託者が、本学に対し、所定の学術コンサルティング変更届出書兼変更受諾書を提出することにより行うものとします。

5 第1項又は第2項により学術コンサルティングの期間を延長することとした場合には、委託者と本学とが協議のうえ、当該延長期間に係る学術コンサルティング料を決定するものとします。

6 第2項及び第3項の規定により、学術コンサルティングを中止した場合において、第3条第1項の規定により支払われた学術コンサルティング料の額に不用が生じる場合は、同条第3項の規定にかかわらず、委託者は、本学に不用となった額の返還を請求することができます。本学は、委託者からの返還請求があった場合、協議のうえ、その全部又は一部を返還するものとします。ただし、第1項により委託者からの申し出の結果、当該中止がなされたときは、この限りではありません。

(安全保障輸出管理等関連法令の遵守)

第14条 本学及び委託者は、本学術コンサルティングにより相手方から提供される技術を輸出又は非居住者への提出を行う場合、外国為替及び外国貿易法等に従い輸出許可取得等必要な手続を行うものとします。

2 本学及び委託者は、本学術コンサルティングにより相手方から提供されるいかなる技術情報も大量破壊兵器等の設計・製造・使用・保管等の目的に自ら使用せず、又、係る目的に使用されることが判明している場合は直接・間接を問わず輸出又は非居住者への提出を行わないものとします。

3 本学及び委託者は、前2項に掲げるもののほか、本学術コンサルティングの実施及びこれにより得られた成果に関し適用されるすべての関連法令を遵守するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第15条 本学及び委託者は、本学及び委託者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)は、相手方に対し、本約款に基づく契約期間中及びその後において、自らが次の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ、確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関連企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- (6) その他前各号に準ずる者

2 本学及び委託者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)は、本約款に基づく契約期間中及びその後において、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 本学又は委託者は、相手方が前二項に違反した場合、何らの催告を要せずに相手方への書面での通知をもって、本約款の全部又は一部(本約款に基づく契約終了後の存続条項を含む。)を解除することができるものとします。

(契約の有効期間)

第 16 条 本約款の有効期間は、学術コンサルティング申込書兼受諾書に記載の学術コンサルティングの実施期間とします。

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条から第 15 条及び第 17 条の規定は有効期間満了後もそれぞれ有効とします。

(裁判管轄)

第 17 条 本約款は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

2 本約款に起因する紛争ないし請求については、被告を所在地とする地方裁判所の管轄に属するものとします。

(協議)

第 18 条 本約款に定めのない事項は、本学及び委託者が誠意をもって協議のうえ、これを決定するものとします。